

佐世保市福祉有償運送運営協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、福祉有償運送の適正な運営の確保を通じ、佐世保市民の福祉の向上と増進を図るため、福祉有償運送の必要性、これを行なう場合における旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、佐世保市福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容、その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(委員)

第3条 協議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 佐世保市を営業区域に含むバス、タクシー事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 佐世保市に現在する住民又は福祉有償運送の利用が想定される者
- (4) 長崎運輸支局長又はその指名する職員
- (5) 関係する一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 佐世保市において現に福祉有償運送を行なっている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者
- (7) 学識経験者その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から3年以内とする。ただし、委員の辞任に伴う後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長を務める。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、全会一致を原則とするが、十分に議論を尽くしたにも関わらず協議が調わない場合に限り、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員が所属する特定非営利活動法人等に関して、第2条に規定する協議事項を協議する場合にあっては、当該委員はその議決に加わることはできない。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取り扱いについては十分配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 協議会は、必要に応じ、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の職務)

- 第9条 協議会の委員は、地域福祉の向上、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保し、もって地域福祉の向上に資するため、誠意を持って責任ある議論を行なうよう努めるものとする。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の取り扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月28日から施行する。